条例の特徴

循環型社会の形成に関して、総合的に規定した全国で初めての条例です。

■条例の概要

府民、事業者、府の責務

循環型社会の形成に向けて、府民、事業者、府の役割を明確化

●府民の責務
- 府民は、製品等が廃棄物等となることを抑制し、適正に循環的な利用が行われることを促進する。

●事業者の責務
- 事業者は、原材料等が廃棄物等となることを抑制し、適正に循環的な利用を行い、循環的な利用が行われないものは自らの責任において適正に処分する。

●府の責務
- 府は、循環型社会の形成に関する総合的な施策を策定し、実施する。

循環型社会の形成に関する基本的施策

府が講じる基本的施策を明文化

●基本方針の策定
- 知事は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を定める。

●再生品の認定及び普及
- 知事は、循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、循環的な利用の促進に特に資するものを認定し、普及に努める。

●環境美化の推進
- 何人も、廃棄物を不適切な方法で処分しないようにしなければならない。
- 府は、市町村等と連携して、府域の環境美化のために必要な措置を講ずる。
- 府民は、府域の環境美化に積極的に努める。

産業廃棄物の適正な処理のために必要な規制等

不法投棄などの不適正処理を撲滅する仕組みづくり

●産業廃棄物管理責任者の設置等
- 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業又は水道業を営む事業者に産業廃棄物管理責任者の選任を規定。

●自家産業廃棄物の保管の届出
- 事業者が、自ら排出した産業廃棄物の保管を行う場合、府への届出を義務づけ。
  （義務違反：20万円以下の罰金）
- 知事は、届出内容が法令の基準に適合しないときは内容変更を求めることができる旨を規定。
- 事業者に保管に関する帳簿の整備等を義務づけ。
- 知事は、産業廃棄物の搬入により、法令の基準に違反すると認められるときは事業者に対し、搬入一時停止を命ずることができる旨を規定。（命令違反：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

●土地所有者等の責任
- 土地所有者等に土地の適正管理を義務づけ。
- 土地所有者等に不適正処理が行われた場合、被害の拡大防止などを義務づけ。
- 知事は、土地所有者等に対し、不適正処理が行われた土地の支障の除去等の措置を命ずることができる旨を規定。（命令違反：3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金）

●産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きの明確化
- 事業者は、産業廃棄物処理業の許可申請の事前手続きにおいて、説明会の開催により事業内容や環境対策を周辺住民に周知し、周辺住民からの意見に対する見解を示すなどの手続を明記。